

山梨県公報

第七百二十二号

平成十八年

十二月十四日

木曜日

目次

河川区域の変更…………… 八八五

道路の区域変更(二件)…………… 八八五

建築基準法に基づく道路位置指定…………… 八八六

収入証紙売りさばき人からの廃止の届出…………… 八八六

公安委員会

特定非営利活動法人の設立の認証申請(四件)…………… 八八六

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(八件)…………… 八八七

高速自動車国道中央自動車道等の自動車の通行禁止制限その他の交通規制の一部改正…………… 八八九

告示

山梨県告示第六百九号

一 級河川塩川に係る河川区域の指定(昭和四十九年山梨県告示第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

平成十八年十二月十四日

山梨県知事 山本 栄彦

第五号図に係る区域を次のように変更する。
 () 「次のよう」は、省略し、その関係図面を山梨県土木部治水課及び峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

山梨県告示第六百十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所峡

北支所において、この告示の日から平成十九年一月四日まで一般の縦覧に供する。
 平成十八年十二月十四日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 原浅尾葦崎線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
北杜市須玉町大字小尾字西真木二二五六番地先から 北杜市須玉町大字小尾字西真木二二四七番の一地先まで	一三・〇〇	一三・〇〇	二〇・六	一一・〇
	一三・〇〇	一三・〇〇		

山梨県告示第六百十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成十九年一月四日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年十二月十四日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 長沢小淵沢線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
北杜市高根町大字東井出字石塔取一四〇八番の一地先から 北杜市高根町大字東井出字石塔取一三九三番地先まで	七・〇〇	七・〇〇	七・二	四三・〇
	七・〇〇	七・〇〇		

山梨県告示第六百十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年十二月十四日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の位置
笛吹市春日居町小松字宮東一〇五番二二
- 二 道路の幅員
最大四・四メートル 最小四・四五メートル
- 三 道路の延長
三四・四〇メートル

山梨県告示第六百十三号

山梨県収入証紙条例（昭和三十九年山梨県条例第十七号）第六条第一項の規定により指定した山梨県収入証紙売りさばき人から廃止の届出があった。

平成十八年十二月十四日

山梨県知事 山本 栄彦

売りさばき場所 都留市田原三丁目 一番二十二号	住所 都留市田原三丁目 一番二十二号	氏名 吉田 智一	廃止年月日 平成十八年十二月七日
-------------------------------	--------------------------	-------------	---------------------

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十八年十二月十四日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 申請のあった年月日 平成十八年十一月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人 たんぼ福祉会
- 2 代表者の氏名 佐伯明子
- 3 主たる事務所の所在地 北杜市高根町長澤四千九百八十六番地二百八
- 4 定款に記載された目的

この法人は、障害者や高齢者ならびに子育て中の寡婦等に対して訪問による生活の援助等の事業を行い、地域や社会の福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十八年十一月二十九日から平成十九年一月二十八日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十八年十二月十四日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 申請のあった年月日 平成十八年十一月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 1 名称 特定非営利活動法人 山梨県地域推進機構
- 2 代表者の氏名 上杉潔
- 3 主たる事務所の所在地 甲府市南口町三番地の二十一
- 4 定款に記載された目的

この法人は、甲府市を中心とした周辺地域の住民、団体及び行政機関等に対して、地域の発展・開発及び活性化等に関する事業を行い、まちづくりの推進に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十八年十一月二十九日から平成十九年一月二十八日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり

り特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十八年十二月十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 申請のあつた年月日 平成十八年十一月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人八峰会

2 代表者の氏名 山田力三

3 主たる事務所の所在地 北杜市大泉町西井出八千二百四十番地一

4 定款に記載された目的

この法人は、北杜地域を中心とした精神障害者及び精神障害者をかかえる家族、保護者、並びに一般社会の人々に対して、小規模作業所等の設置運営に関する事業、同じ悩みを持つ人との連携と組織活動の充実強化、精神保健思想の普及と啓発、情報発信活動等を実施し、精神障害者の社会参加を促進、社会復帰対策の充実と自立した生活ができるような社会環境づくりに寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十八年十一月二十九日から平成十九年一月二十八日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十八年十二月十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 申請のあつた年月日 平成十八年十一月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人ほほえみの会

2 代表者の氏名 中込喜康

3 主たる事務所の所在地 南アルプス市桃園九百九十三番地四

4 定款に記載された目的

この法人は、地域住民、精神障害者及びその家族に対して、障害者基本法及び障

害者自立支援法の基本理念に基づく各種事業を行い、地域住民、精神障害者及びその家族の福祉の増進を図り、もって全ての人が障害の有無にかかわらず人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十八年十一月二十九日から平成十九年一月二十八日まで

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年十二月十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 処分をした年月日 平成十八年十一月二十日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 有限会社有泉土建

2 主たる営業所の所在地 甲斐市宇津谷四千五百七十八番地

3 代表者の氏名 有泉庸二

三 許可番号 山梨県知事許可（特 一三）第一四三四号

四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工

事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し

五 処分の原因となつた事実 平成十八年十月二十三日付けで四に掲げる建設業を廃止

した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年十二月十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 処分をした年月日 平成十八年十一月六日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 株式会社甲州土木

2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡鯉沢町鳥屋四百八十九番地

3 代表者の氏名 望月武

- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一五)第一七三二号
- 四 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年十一月一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年十二月十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年十一月二十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社河村工務店
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市大里町四千四百四十一番地
 - 3 代表者の氏名 河村幹彦
- 三 許可番号 山梨県知事許可(特 一五)第二六七二号
- 四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大土工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年十一月十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年十二月十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年十一月十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 源工業株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡増穂町最勝寺千百九十番地

- 3 代表者の氏名 仙洞田絹枝
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般・特 一八)第三八九二号
- 四 処分の内容 管工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年十一月七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年十二月十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年十一月二十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社中込工務所
 - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市大師五百三十六番地四
 - 3 代表者の氏名 中込朗
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般・特 一三)第四五二二号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る特定建設業の許可の取消し並びにとび・土工工事業及び石工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年十一月十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年十二月十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年十一月六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社三和建設
 - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡身延町車田千百七十番地
 - 3 清算人の氏名 日向房樹

- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一七）第五七三八号
- 四 処分の内容 大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年十月三十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成十八年十二月十四日

- 一 処分をした年月日 平成十八年十一月二十日 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 水上建設
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市大里町二千八百三十七番地六
 - 3 代表者の氏名 水上一
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一六）第七九九六号
- 四 処分の内容 とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年十一月十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成十八年十二月十四日

- 一 処分をした年月日 平成十八年十一月二十七日 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 エルテック株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市上阿原町三百五十四番地一
 - 3 代表者の氏名 三井新一
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一三）第八四二七号

- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年十一月一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

公安委員会

山梨県公安委員会告示第百二十七号

高速自動車国道中央自動車道等の自動車の通行禁止制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十五号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。
 平成十八年十二月十四日

山梨県公安委員会
 委員長 丸 茂 紀 彦

別表第一中

一七	中部横断自動車道（南アルプスインターチェンジランブウェイ）	山梨県南アルプス市吉田六四二番地の一先から山梨県南アルプス市十五所二七六番地の三先まで（本線下り線流入ランブウェイ）（四五メートル）	自動車	終日	高速	平成一六年三月一日告示第一〇号
一七	中部横断自動車道（南アルプスインターチェンジランブウェイ）	山梨県南アルプス市吉田六四二番地の一先から山梨県南アルプス市十五所二七六番地の三先まで（本線下り線流入ランブウェイ）（四五メートル）	自動車	終日	高速	平成一六年三月一日告示第一〇号

一一八	中部横断自動車道(南アルプスインターチェンジランプウェイ)	山梨県南アルプス市吉田六四二番地の一先から山梨県南アルプス市十日市場一、五八九番地の六先まで(本線入り線流入ランプウェイ)(一五三・七メートル)	自動車	終日	高速	平成一八年 一二月一四日 告示第二二七号
一一九	中部横断自動車道(南アルプスインターチェンジランプウェイ)	山梨県南アルプス市十五所三〇五番地先から山梨県南アルプス市吉田六五九番地の一先まで(本線下り線流出ランプウェイ)(三八〇メートル)	自動車	終日	高速	平成一八年 一二月一四日 告示第二二七号

に改める。
別表第二中

一七四	山梨県南アルプス市十五所二七六番地の三先(南アルプスインターチェンジランプウェイと中部横断自動車道下り線との合流部)	南アルプス料金所から白根インターチェンジ方面へ	自動車	終日	高速	平成一六年 三月一日 告示第一〇号
-----	--	-------------------------	-----	----	----	-------------------------

一七四	山梨県南アルプス市十五所二七六番地の三先(南アルプスインターチェンジランプウェイと中部横断自動車道下り線との合流部)	南アルプス料金所から白根インターチェンジ方面へ	自動車	終日	高速	平成一六年 三月一日 告示第一〇号
一七五	山梨県南アルプス市吉田六五九番地の一先(南アルプスインターチェンジDラン	本線下り線流出部から南アルプス	自動車	終日	高速	平成一八年 一二月一四日

一七六	山梨県南アルプス市十日市場一、五八九番地の六先(南アルプスインターチェンジAランプウェイと中部横断自動車道下り線との合流部)	南アルプス料金所方面から増穂インターチェンジ方面へ	自動車	終日	高速	平成一八年 一二月一四日 告示第二二七号
一七七	山梨県南アルプス市十日市場一、五八九番地の六先(中部横断自動車道下り線と南アルプスインターチェンジAランプウェイとの合流部)	白根インターチェンジ方面から増穂インターチェンジ方面へ	自動車	終日	高速	平成一八年 一二月一四日 告示第二二七号
一七八	山梨県南アルプス市十五所二七六番地の三先(中部横断自動車道下り線と南アルプスインターチェンジランプウェイとの合流部)	増穂インターチェンジ方面から白根インターチェンジ方面へ	自動車	終日	高速	平成一八年 一二月一四日 告示第二二七号

に改める。
別表第三中

一六七	中部横断自動車道	山梨県南アルプス市十五所一七一番地の四先から山梨県南アルプス市十五所二八六番地の二先まで中部横断自動車道下り線	自動車	終日	高速	平成一六年 三月一日 告示第一〇号
-----	----------	---	-----	----	----	-------------------------

に

一六七	中部横断自動車道	山梨県南アルプス市十五所一七一番地の四先から山梨県南アルプス市吉田六五九番地の一先まで中部横断自動車道上り線	七二〇	自動車	五〇	高速	平成一八年 一二月一四日 告示第一二七号
-----	----------	--	-----	-----	----	----	----------------------------

を

一七〇	中部横断自動車道	山梨県南アルプス市十五所二七六番地の三先から山梨県南アルプス市吉田七二〇番地の三先まで中部横断自動車道下り線	二五九	自動車	五〇	高速	平成一六年 三月一日 告示第一〇号
-----	----------	--	-----	-----	----	----	-------------------------

一七〇	中部横断自動車道	山梨県南アルプス市十日市場一、五八九番地の六先から山梨県南アルプス市吉田七二〇番地の三先まで中部横断自動車道下り線	六一四	自動車	五〇	高速	平成一八年 一二月一四日 告示第一二七号
一七一	中部横断自動車道	山梨県南アルプス市十日市場一、七三八番地の三先から山梨県南巨摩郡増穂町長澤二、二四一番地の四先まで中部横断自動車道上り線	四、九 五八	自動車	七〇（ただし、異常気象時等は五〇キロメートル毎時とする。）	高速	平成一八年 一二月一四日 告示第一二七号

一七二	中部横断自動車道	山梨県南巨摩郡増穂町大柵六一二番地の三先から山梨県南アルプス市十日市場四八番地の五先まで中部横断自動車道下り線	五、〇 二七	自動車	七〇（ただし、異常気象時等は五〇キロメートル毎時とする。）	高速	平成一八年 一二月一四日 告示第一二七号
-----	----------	---	-----------	-----	-------------------------------	----	----------------------------

一七三	中部横断自動車道	山梨県南巨摩郡増穂町長澤二、二四一番地の四先から山梨県南巨摩郡増穂町大柵六一二番地の三先まで中部横断自動車道下り線	四〇七	自動車	五〇	高速	平成一八年 一二月一四日 告示第一二七号
-----	----------	---	-----	-----	----	----	----------------------------

一七四	中部横断自動車道	山梨県南アルプス市十日市場四八番地の五先から山梨県南アルプス市十日市場一、七四三番地の四先まで中部横断自動車道下り線	三七二	自動車	五〇	高速	平成一八年 一二月一四日 告示第一二七号
-----	----------	--	-----	-----	----	----	----------------------------

一七五	中部横断自動車道	山梨県南アルプス市吉田六五九番地の一先から山梨県南アルプス市十日市場一、七三八番地の三先まで中部横断自動車道下り線	四九二	自動車	三〇	高速	平成一八年 一二月一四日 告示第一二七号
-----	----------	---	-----	-----	----	----	----------------------------

一七六	中部横断自動車道	山梨県南アルプス市十日市場一、七四三	三一六	自動車	三〇	高速	平成一八年 一二月一四日
-----	----------	--------------------	-----	-----	----	----	-----------------

一七九	中部横断自動車道	山梨県南巨摩郡増穂町大柵六一二番地の三先から山梨県南巨摩郡増穂町大柵四八五番地の四先まで中部横断自動車道上り線(上り増穂インターチェンジ流出ランプウェイ)	二八五	自動車	三〇	高速	平成一八年 一二月一四日 告示第一二七号
一七八	中部横断自動車道	山梨県南アルプス市十五所三〇五番地先から山梨県南アルプス市吉田六五九番地の一先まで中部横断自動車道下り線(南アルプスインターチェンジ下り線本線流出Dランプウェイ)	三八〇	自動車	三〇	高速	平成一八年 一二月一四日 告示第一二七号
一七七	中部横断自動車道	山梨県南アルプス市吉田六四二番地の一先から山梨県南アルプス市十日市場一、五八九番地の六先まで中部横断自動車道下り線(南アルプスインターチェンジ上り線本線流入Aランプウェイ)	一五三・七	自動車	三〇	高速	平成一八年 一二月一四日 告示第一二七号
	車道	番地の四先から山梨県南アルプス市十日市場一、五八九番地の六先まで中部横断自動車道下り線					日 告示第一二七号

九	中部横断自動車道	山梨県南アルプス市十日市場一、五六五番地の三先から山梨県南巨摩郡増穂町大柵四八五番地の四先までの中部横断自動車道上り線	五、七 九七	自動車	終日	高速	平成一八年 一二月一四日 告示第一二七号
八	中部横断自動車道	山梨県南アルプス市沢登四四五番地の五先から山梨県甲斐市大字下今井字登ノ越一、九〇八番地先までの両側	七、八 七六	自動車	終日	高速	平成一八年 一二月一四日 告示第一二七号
八	中部横断自動車道	山梨県南アルプス市沢登四四五番地の五先から山梨県北巨摩郡双葉町大字下今井字登ノ越一、九〇八番地先までの両側	七、八 七六	自動車	終日	高速	平成一六年 三月一日 告示第一〇号
一八〇	中部横断自動車道	山梨県南巨摩郡増穂町大柵七二七番地の三先から山梨県南巨摩郡増穂町大柵六一二番地の三先まで中部横断自動車道下り線(下り増穂インターチェンジ流入ランプウェイ)	二八五	自動車	三〇	高速	平成一八年 一二月一四日 告示第一二七号

を

に改める。
別表第四中

一〇	中部横断 自動車道	山梨県南巨摩郡増穂 町大柵七二七番地の 三先から山梨県南ア ルプス市十日市場一 、五六三番地の七先 までの中部横断自動 車道下り線	五、七 九七	自動 車	終日	高速	平成一八年 一二月一四 日 告示第一二 七号
----	--------------	---	-----------	---------	----	----	------------------------------------

に改める。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番